

<一般委託>

港湾・漁港施設等廃棄物収集・運搬業務委託(10月から3月分)(一般委託)仕様書

港湾・漁港施設等廃棄物収集・運搬業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	港湾施設及び漁港施設等に集積された漂流・漂着ごみまたは放置される散乱ごみや不法投棄物等を収集し、処分施設へ運搬する。
2	履行期間	令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市指定場所
4	予定数量	別紙「単価内訳書」「予定数量内訳」のとおり
5	業務内容	別紙「港湾・漁港施設等廃棄物収集・運搬業務委託 仕様書」「産業廃棄物処理作業共通 仕様書」のとおり
6	特記事項	運搬車両の車検証の写しを提出すること。 運搬にあたっては飛散防止措置を行うこと。
7	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。
8	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 ①本市の一般廃棄物収集運搬業許可(限定許可を除く) ②神奈川県知事または横須賀市長の産業廃棄物収集運搬業許可(廃プラスチック類、金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)
9	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託)
10	支払方法	各月末締めをもって業務実績に基づき受託者の請求により精算する。 請求は、業務実績を港湾区域と漁港区域に分けて請求するものとする。
11	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
12	監督員 連絡先	みなと振興部 港湾管理課 三橋 Tel046-822-8531 水産振興課 武田 Tel046-822-8533

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

単 価 内 訳 書

(税抜き)

廃棄物名	種 別	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価	金額
一般廃棄物	収集(集積ごみを除く)・積込・運搬	kg	300	105		
一般廃棄物	収集・積込・運搬	kg	380	100		
混合廃棄物	収集(集積ごみを除く)・積込・運搬	kg	23,900	115		
混合廃棄物	収集・積込・運搬	kg	10,600	110		
廃タイヤ	(乗用車以下)	本	22	2,500		
廃タイヤ	(乗用車以下)貝殻つき	本	3	2,500		
廃タイヤ	(乗用車より大)	本	3	2,500		
廃タイヤ	(乗用車より大)貝殻つき	本	2	2,500		
自転車		台	3	2,500		

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること

※予定数量に単価を乗じた金額の合計金額を入札金額とすること

港湾・漁港施設等廃棄物収集・運搬業務委託 仕様書

本仕様書は、横須賀市が実施する港湾・漁港施設等廃棄物収集・運搬の委託業務事項を定める。

1 目的

港湾施設及び漁港施設等に集積された漂流・漂着ごみまたは放置される散乱ごみや不法投棄物等を収集し、港湾活動及び漁港活動の円滑化及び本市内の環境美化そして環境保全に寄与することを目的とする。

2 業務期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

3 契約方式

単価契約

4 資格要件

- (1) 本市より一般廃棄物収集運搬業許可(限定許可を除く)を得ていること。
- (2) 神奈川県知事または横須賀市長の産業廃棄物収集運搬業許可(廃プラスチック類、金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)を得ていること。

5 関係法規

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の関係法令を遵守すること。

6 業務内容

港湾施設及び漁港施設等に集積されたごみまたは放置される散乱ごみや不法投棄物を収集し、処分施設へ運搬する。

- (1) 収集場所については、港湾区域及び漁港区域の範囲内で随時市が指示するものとする。(別紙収集箇所一覧図参照)
- (2) 収集の実施にあたっては、作業前後の状況写真を撮影すること。
- (3) 一般廃棄物及び流木、草木については、原則として該当する市の処分施設へ搬入すること。(処分料に含む。)また、資源化できるものについては、極力資源化に努めるものとする。
- (4) 混合廃棄物及び産業廃棄物については、木村金属工業株式会社 (横須賀市内川2丁目4番36号)へ搬入するものとする。
- (5) リサイクル家電等があった場合は、直ちに本市職員に報告すること。
- (6) 収集状況写真、収集作業報告書(別紙)、収集ごみ実績報告書(別紙)、処分量を記載した書類(計量

票)、業務完了届を各月末日に市に提出し、検査を受けること。

(7) マニフェストは、指示業務終了後に速やかに提出すること。

7 使用車両

(1) ごみの収集等に適した車両(パッカー車、平ボディトラック、軽トラック等)を使用することとし、業務開始前に使用車両を市に報告すること。

(2) 使用車両を変更する場合は、市へ届け出ること。

8 安全の確保

(1) ごみの収集時における安全対策、皮手袋、長袖シャツの着用等安全を第一とすること。

(2) 交通安全に留意し、事故が生じた場合は、受託者が適切な対応を行うこと。

9 委託料の支払い

支払いは、各月末締めをもって業務実績に基づき受託者の請求により支払うものとする。請求は、業務実績を港湾区域と漁港区域に分けて請求するものとする。

10 賠償責任

委託業務において事故があったときは、賠償の責任は受託者が負うものとし、直ちに報告すること。

11 業務の継続について

年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件で契約すること。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の2か月前までに通知すること。

12 その他

(1) 市民との応対にあたっては、不快感を与えないよう注意すること。

(2) この仕様書に定めのない事項について、疑義がある場合は市と受託者の協議により決定する。

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

(目的)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

(委託内容)

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類： 別紙のとおり

数量： 別紙のとおり

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合

において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

(義務と責任)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生し

た損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

（検査等）

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 木村金属工業株式会社
所在地 : 横須賀市内川2丁目4番36号
処分の方法 : 破碎施設
施設の処理能力 : 100.9584 t/8h

上記の事業場が中間処分の場合、以下について記載してください。

最終処分先の所在地 : 千葉県君津市怒田字花立643-1
最終処分先の名称 : 新井総合施設株式会社
保管場所の能力 : 1,070,000m³

最終処分先の所在地 : 仙台市青葉区芋沢字青野木109番1 他20筆
最終処分先の名称 : 株式会社ジャパנקリーン
保管場所の能力 : 1,041,919 m³

再中間処理 : オリックス資源循環株式会社
所在地 : 埼玉県大里郡奇居町大字三ヶ山313

再中間処理 : 小名浜製錬株式会社
所在地 : 福島県いわき市小名浜字渚1番1外

2 再生先

事業場の名称 : 三興製鋼株式会社
所在地 : 神奈川県平塚市久領堤2番19号
再生の方法 : 溶解
施設の処理能力 : 50,000 t/月

(仕様書第3条関係)

適正処理に必要な情報の提供

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生じる支障
- (4) その他取り扱う際に注意すべき事項

下記別表の通り

廃棄物の種類	性状	荷姿	腐敗・揮発等	混合等支障	その他注意事項
混合廃棄物	バラ	バラ	なし	なし	なし
廃タイヤ(貝殻なし)	バラ	バラ	なし	なし	なし
廃タイヤ(貝殻つき)	バラ	バラ	腐敗あり	なし	なし
自転車	バラ	バラ	なし	なし	なし

予定数量内訳

<港湾区域>

		単位	予定数量
一般廃棄物(内250kgは「収集・積込・運搬」の区分)		kg	550
混合 廃棄 物	①深浦地区(追浜地区含む)	kg	200
	②長浦地区	kg	50
	③本港地区(この地区は全て収集・積込・運搬の区分)	kg	10,000
	④新港地区	kg	50
	⑤平成地区	kg	500
	⑥大津地区・馬堀地区・走水地区	kg	20,000
	⑦鴨居地区	kg	50
	⑧浦賀地区	kg	50
	⑨久里浜地区(野比地区含む)	kg	3,000
			小 計
廃タイヤ(乗用車以下)		本	20
廃タイヤ(乗用車以下)貝殻つき		本	2
廃タイヤ(乗用車より大)		本	1
廃タイヤ(乗用車より大)貝殻つき		本	1
自転車		台	1

<漁港区域>

		単位	予定数量
一般廃棄物(全て「収集・積込・運搬」の区分)		kg	130
混合 廃棄 物	①長井地区(収集・積込・運搬の区分)	kg	100
	②佐島地区(収集・積込・運搬の区分)	kg	150
	③秋谷・久留和地区(収集・積込・運搬の区分)	kg	100
	④北下浦地区(収集・積込・運搬の区分)	kg	250
			小 計
廃タイヤ(乗用車以下)		本	2
廃タイヤ(乗用車以下)貝殻つき		本	1
廃タイヤ(乗用車より大)		本	2
廃タイヤ(乗用車より大)貝殻つき		本	1
自転車		台	2

収 集 作 業 報 告 書

年 月 日

横須賀市長 上 地 克 明 様

住 所
氏 名

作業実施日時	年 月 日	時 分から	時 分まで
作業責任者氏名			
作業場所			
処理トン数		天候	
作業記事	1 日		
	作業員	人	
	運搬車 トン車	台	
備考			

収集箇所一覧図（港湾区域及び漁港区域）

